

相談支援事業所代表者 各位

仙台市健康福祉局障害者支援課長

放課後等デイサービス支給決定に関する取り扱いについて(通知)

平素より、本市障害福祉行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度報酬改定において、これまで一律の単価設定となっていた放課後等デイサービスの基本報酬について、児童の状態像を勘案した指標（以下「新指標」とする）が導入され、これにより事業所の基本報酬が区分されることになり、本市におきましては、新指標を活用した支給決定を行っているところです。

そのため、放課後等デイサービス事業所に対しては、別紙のとおり、支給決定の更新時に、児童の状態に関する当該事業所の見立てについて、当該児童が利用する相談支援事業所からの情報も勘案のうえ、保護者と共有するよう依頼しております。

つきましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、放課後等デイサービス事業所から照会等があった際には、保護者への適切な支援のためご協力いただきますようお願いいたします。

なお、新規に支給決定の申請を行う保護者から貴事業所に対し、調査票の記入に関する相談が寄せられた場合には、別添「支援の程度に関する調査票の判断基準」を参照しつつ、保護者が適切に児童の状態像を把握できるよう支援をお願いします。

担当：施設支援係  
電話：022-214-8188